

2013年5月27日制定
2013年11月22日改定
2017年6月1日改定

反社会的勢力の排除のための基本方針

当社は、損害保険会社に対する公共の信頼を維持し、業務の適切性および健全性を確保するため、以下の基本方針に基づき、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との関係遮断に向けて断固たる対応を行います。

1. 組織としての対応

「コンプライアンス基本方針 第2条 行動規範」に明文の根拠を設け、担当者や担当部署だけに任せず、経営トップ以下、組織全体として対応します。また、反社会的勢力による不当要求に対応する役職員の安全確保に努めます。

2. 外部専門機関との連携

反社会的勢力による不当要求に備えて、平素から、警察、暴力追放運動推進センター、弁護士等の外部専門機関と緊密な連携関係を構築します。

3. 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは、取引関係（提携先を通じた取引を含む。）を含めて、一切の関係を遮断します。また、反社会的勢力による不当要求に対しては、断固として拒絶します。

4. 有事における民事と刑事の法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事と刑事の両面から法的対応を行います。

5. 裏取引や資金提供の禁止

反社会的勢力による不当要求が、事業活動上の不祥事や役職員の不祥事を理由とする場合であっても、事実を隠ぺいするための裏取引を絶対に行いません。また、反社会的勢力への資金提供は絶対に行いません。

以 上